

新旧対照表

(別紙6)

【関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>第11節 特恵関税等</p> <p>(少額貨物についての原産地の認定等)</p> <p>8の2-4の2 令第27条第2項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)又は関税法第76条第3項の規定による1の<u>提示</u>に係る特恵関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして処理するものとし、同項の<u>提示</u>についてもこれに準ずる。</p> <p>「物品の種類、商標等」とは、当該物品の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいう。</p> <p>「その他の書面」とは、郵便に関する条約に基づく税関票符(グリーン・ラベル)をいう。</p> <p>「その他の書類」とは、メーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類をいい、これらの書類の写しを含む。</p> <p>(「課税標準となるべき価格」の意義)</p> <p><u>8の4-1 法第8条の4第1項に規定する「課税標準となるべき価格」の意義については、関税法基本通達4-5による。</u></p> <p>(特定特恵鉱工業產品等に係る限度額等の管理等)</p> <p><u>8の4-2 法第8条の4第1項の規定による特定特恵鉱工業產品等に対する輸入額等の管理は、貿易統計の方法に準じて本省の電算機により行う。なお、更正等により輸入申告書等に記載された価格又は数量が増加した場合には、当該増加額等については、当該物品に対する特恵関税の適用の停止の有無を問わず、特恵関税を適用するものとし、また、更正等により適用税番が変更され他の特恵対象物品に該当することとなつた場合には、当該</u></p> | <p>第11節 特恵関税等</p> <p>(少額貨物についての原産地の認定等)</p> <p>8の2-4の2 令第27条第2項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)又は関税法第76条第3項の規定による1の<u>通知</u>に係る特恵関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして処理するものとし、同項の<u>通知</u>についてもこれに準ずる。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(特定特恵鉱工業產品等に係る限度額等の管理等)</p> <p><u>8の4-1 法第8条の4第1項((特定特恵鉱工業產品等に対する特恵関税の適用の停止))の規定による特定特恵鉱工業產品等に対する輸入額等の管理は、貿易統計の方法に準じて本省の電算機により行う。なお、更正等により輸入申告書等に記載された価格又は数量が増加した場合には、当該増加額等については、当該物品に対する特恵関税の適用の停止の有無を問わず、特恵関税を適用するものとし、また、更正等により適用税番が変更さ</u></p> |

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 物品に係る輸入申告等の日において当該特恵対象物品に対する特恵関税の適用が停止されておらず、当該特恵適用のための要件を満たしている場合に限り、当該特恵関税を適用する。   | れ他の特恵対象物品に該当することとなつた場合には、当該物品に係る輸入申告等の日において当該特恵対象物品に対する特恵関税の適用が停止されておらず、当該特恵適用のための要件を満たしている場合に限り、当該特恵関税を適用する。   |
| （特恵関税の適用停止の際の取扱い）  | （特恵関税の適用停止の際の取扱い）   |
| <u>8の4-3</u> 法第8条の4第1項の規定により特恵関税の適用を停止する場合の取扱いは、次による。  | <u>8の4-2</u> 法第8条の4第1項の規定により特恵関税の適用を停止する場合の取扱いは、次による。   |
| 税関への通知   | 税関への通知  |
| イ 特別特恵鉱工業產品等については、当該物品の輸入額等が限度額等を超えることとなつた月の翌月15日までに、関税局業務課から各税関の業務部通関総括担当部門（以下「通関総括担当部門」という。）に、当該適用が停止される品目及びその項名（法別表第3の品目及び項名をいう。）適用停止国又は地域名並びに適用停止日をファクシミリ等により通知する。 | イ（同左）   |
| ロ 通関総括担当部門は、上記イの通知を受けたときは、直ちにその旨を各税関官署の通関総括担当部門（通関総括担当部門が設置されていない税関官署にあっては、通関の総括事務を担当する部門。）を通じ各通関部門に通知するものとする。   | ロ 通関総括担当部門は、上記イの通知を受けたときは、直ちにその旨を各税関官署の通関総括担当部門（通関総括担当部門が設置されていない税関官署にあっては、通関の総括事務を担当する部門。）を通じ各通関部門に通知するものとする。  |
| 適用停止の公告  | （同左）  |
| 各税関長は、上記の通知を受けたときは、直ちに、当該適用が停止される品目、その項名、適用停止国又は地域名及び適用停止年月日を税関の掲示場等に公告するものとする。  | 適用停止日についての留意事項  |
| 適用停止日についての留意事項   | 特恵関税の適用停止日は、原則として、法第8条の4第1項の規定により、限度額等を超えることとなつた月の翌月15日の翌日であるが、同項に規定する「翌月15日」については、同条第4項の規定により関税法第2条の2の適用上「期限」とみなされる結果、国税通則法第10条第2項（期限の特例）の規定の準用を受け、これらの日が日曜日、国民の祝日又は同法施行令第2条第2項に定める日（土曜日）に当たるときは、その翌日（これらの休日が連続するときは、順送りとなる。）となるから、留意する。 |
| 郵便物に関する留意事項  | 郵便物に関する留意事項   |
| 郵便物（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるも   | 郵便物については、法第8条の4第1項の規定により、原産地証明書   |

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>のに限る。)については、法第8条の4第1項の規定により、原産地証明書等の書類の審査の際に既に特恵関税の適用が停止されている場合であっても、関税法第76条第3項の規定による<u>提示のあった日</u>にいまだ適用が停止されていなかつたときは、特恵関税を適用することとなるので留意する。</p> <p>特恵関税の適用停止後における増額更正等の場合の留意事項</p> <p>特恵関税の適用が停止された場合であっても、更正等により既に特恵関税の適用を受けた物品についてその数量又は価格が増加した場合には、当該増加額等について特恵関税を適用することとなるので、留意する。（前記<u>8の4-2</u>参照）</p> | <p>等の書類の審査の際に既に特恵関税の適用が停止されている場合であつても、関税法第76条第3項の規定による<u>通知のあつた日</u>にいまだ適用が停止されていなかつたときは、特恵関税を適用することとなるので留意する。</p> <p>特恵関税の適用停止後における増額更正等の場合の留意事項</p> <p>特恵関税の適用が停止された場合であつても、更正等により既に特恵関税の適用を受けた物品についてその数量又は価格が増加した場合には、当該増加額等について特恵関税を適用することとなるので、留意する。（前記<u>8の4-1</u>参照）</p> |